



一大雨災害・熊本地震関連号外第4号一

平成28年7月11日(月)発行

■大雨災害関連情報

1 大雨による「被災状況調査」及び「り災証明書」

大雨により被災された住家には、申請により「り災証明書」を発行します。申請を受け付けた後、「全壊」「半壊」「床上浸水」で申請された住家は、現地調査を行い、調査結果をもとに、「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊」「床上浸水」「床下浸水」の判定を行います。現地調査は、建物内部の確認となりますので、担当から随時、調査日の調整をさせていただき、ご家族の立ち合いのうえ行います。

【床下・床上浸水の区別】

- ・床上浸水…浸水の最も浅い部分まで床上浸水している場合
- ・床下浸水…床下浸水又は建物の一部が床上浸水している場合

【床上浸水で「半壊」と認定される場合】

- ① 床上浸水が、河川の堤防決壊や越流等の水流や泥流、がれき等の衝突の外力による建物の損傷により起こった場合(例: 外壁が損傷した、あるいは窓が損傷し水、土砂等が家屋に流入した場合など)
- ② 床上浸水により、建物に著しい損傷があった場合
※建物内部の被害調査を行った結果により、「半壊」以上の判定になる場合があります。

問 税務課 災害特別班 ☎22-1111 (内901・902・903)

2 災害救助法の適用について

大雨災害について、「熊本地震に関連した応急救助」と認められる場合は、4月14日付けで適用した災害救助法の対象として扱います。「熊本地震に関連した応急救助」の判断は、市で現地調査を行ったうえで決定します。災害救助法の対象となった場合は、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」の被災者が、仮設住宅への入居や応急修理制度の利用など、地震の場合と同等の支援を受けることができます。

3 大雨災害(床上浸水)に対する見舞金について

大雨災害による「り災証明書」で「床上浸水」の判定を受けた世帯には、一世帯につき1万円の見舞金を支給します。支給対象の世帯には福祉課から連絡します。申請は不要です。

※大雨により被災された住家で「全壊」「大規模半壊」「半壊」の判定を受け、「熊本地震に関連した応急救助」と認められた世帯は、災害救助法が適用されるため、見舞金の支給はありません。

問 福祉課 福祉政策係 ☎22-1111 (内408)

4 宅地内の土砂の処分について

6月の大雨で宅地内に流入した土砂は、土のう袋に入れ、市道沿い又は各地区で決められた場所に置いていただければ、市で回収します。なお、土のう袋は、市土木課(宇土終末処理場)、市民体育館、網津支所仮設庁舎(7月15日以降)、網田支所で配布しています。注)土砂、石以外の回収は行いません。

問 土木課 庶務係 ☎22-1111 (内703・704)

5 住家に侵入した土石等の除去について

大雨災害により「半壊(大規模半壊含む)」「床上浸水」の「り災証明書」が発行された世帯で、自らの資力では、住家内や玄関入口などに流入した土石等の除去が出来ない場合は、国の制度が利用出来ます。詳しくはお問い合わせください。

問 被災者支援室 給付班 ☎22-1111 (内226)

6 住宅地への土砂崩落等に対する補助金について

大雨等に起因して発生した土砂等の崩落などにより住宅が被災し、人命に影響を及ぼすおそれ、または2次災害の危険性が高いと判断される場合は、土砂等の撤去・運搬に使用する掘削積込機・運搬車両に係る費用を補助(上限額5万円)します。

- ・掘削積込機 1台1日につき2万円
- ・運搬車両 1台1日につき1万円

問 土木課 庶務係 ☎22-1111 (内703・704)

7 一斉消毒の実施及び消毒機材の貸出について

大雨災害で床上浸水、床下浸水の被害を受けられた家屋等を対象に、一斉消毒または消毒機材の貸出しを実施しています。いずれも原則、囑託員を通しての申し込みとなります。詳しくはお問い合わせください。

一斉消毒	行政区からの要望を受け、希望される家屋等を対象とし、市が直接消毒を行います。原則として行政区単位で行います。(現在のところ、個人での申し込みは受け付けておりません。)
消毒機材の貸出し	行政区に対して消毒機材を貸出します。消毒液については市が用意しますが、害虫駆除液につきましては、従来通り行政区で用意をお願いします。

問 環境交通課 環境交通係 ☎22-1111 (内518)

■大雨災害・熊本地震関連情報

8 大雨災害ごみの受け入れについて

大雨災害ごみの受け入れは、現在中断しています。再開日については、現在調整中です。再開日が決まりましたら、防災無線および市ホームページ等でお知らせします。

問 環境交通課 環境交通係 ☎22 - 1111 (内518)

9 夏季資源ごみ特別収集の中止

毎年8月中旬に実施していた資源ごみ特別収集は中止します。

問 環境交通課 環境交通係 ☎22 - 1111 (内518)

10 市営住宅の一時入居の募集について

大雨災害により被災された方を対象に、市営住宅の一時入居の募集を行います。応募にあたり、特定の住戸を選択することはできません。また、申込み多数の場合は抽選を行います。

【対象者】

宇土市在住の方で、6月20日以降の大雨により住宅が損壊し、「半壊」以上の「り災証明書」が取得できる方

【募集する住宅】4戸程度（変更となる場合あり）

【入居条件】・入居期間は原則6ヵ月以内です。

- ・家賃や駐車場使用料、敷金は免除します。
- ・自治会費や光熱水費等は入居者負担となります。
- ・連帯保証人および退去時修繕は不要です。

【申請書類】

- ① 行政財産使用許可申請書
 - ② 誓約書
 - ③ り災証明書（コピー不可）
 - ④ 住民票謄本（交付日から3ヶ月以内のもの）
 - ⑤ 身体障害者手帳等（低層階希望者）※下肢障害者等
- ※申請書等は、市ホームページに掲載しているほか、都市整備課及び網田支所に設置しています。

【申請方法】

都市整備課（建築住宅係）に持参または郵送で提出。提出期限は7月15日まで（郵送の場合は必着）。

問 都市整備課 建築住宅係 ☎22 - 1111 (内709・710・711)

11 大雨災害による農業関係被災箇所等について

【農業用施設災害】農道・用排水路・ため池

- ・箇所数 34箇所（県・市）被害額 136,600千円
 - ・受益者負担割合 事業費の5.25%（国庫補助残の15%）
- ※農業用施設は受益者が限られていることから受益者負担金が必要です。

【農地災害】田・畑

- ・箇所数 8ha 被害額 96,600千円
 - ・個人負担割合 事業費の15%（国庫補助残の30%）
- ※農地は個人所有ですので個人負担金が必要です。
注）通常の農業用災害の負担割合は上記のとおりですが、今後は激甚指定等により、負担割合が減る可能性があります。

問 農林水産課 農地整備係 ☎22 - 1111 (内606・607)

12 市税等を減免します

次の要件に該当される方は、平成28年度分の市税等の減免を受けられます。減免を受けるためには申請が必要です。

■市県民税・国民健康保険税

【減免対象者】

「り災証明書」で半壊以上と判定された住宅に住む納税義務者
※浸水による被害は、「床上浸水」以上の場合、現地調査を行ったうえで損害程度を認定します。

前年合計所得金額	損害程度		
	半壊	大規模半壊	全壊
500万円以下	2分の1	4分の3	全部
750万円以下	4分の1	8分の3	2分の1
750万円超	8分の1	16分の3	4分の1

※その他、災害により収入が減少し、一定の要件を満たす場合は減免を受けることができます。

■固定資産税

家屋は、被害状況に応じて次のとおり減免します。

損害程度	減免割合	備考
全壊	10分の10	損害程度は、「り災証明申請書」で半壊以上と判定された家屋。「床上浸水」以上の場合、現地調査を行ったうえで損害程度を認定します。
大規模半壊	10分の6	
半壊	10分の4	

※その他、土地にかかる固定資産税について、流失等で原型をとどめない場合は、減免を受けることができます。

【申請に必要なもの】

減免申請書（税務課設置）、半壊以上の「り災証明書」、印鑑

問 税務課 課税係 ☎22 - 1111 (内511)

13 介護保険料を減免します

次の要件に該当される方は、介護保険料の減免を受けることができます。減免を受けるためには申請が必要です。

	対象者	損害程度：減免割合
熊本地震	り災証明書で半壊以上と判定された住宅（借家含む）に住む介護保険第1号被保険者（65歳以上の方）	全壊：全部 大規模半壊：2分の1 半壊：2分の1
大雨災害	住宅、家財その他の財産の合計金額の損害程度が3割以上と判定された住宅を所有する介護保険第1号被保険者（65歳以上の方） ※介護保険料の所得段階は、今年度の介護保険料の決定通知に記載しています。	介護保険料の所得段階が第3段階以下で損害程度が3割以上5割未満：2分の1
		介護保険料の所得段階が第3段階以下で損害程度が5割以上：全部
		介護保険料の所得段階が第4段階以上で損害程度が3割以上5割未満：5分の1
		介護保険料の所得段階が第4段階以上で損害程度が5割以上：2分の1

問 高齢者支援課 介護保険係 ☎22 - 1111 (内417)

14 後期高齢者医療保険料を減免します

次の要件に該当される方は、後期高齢者医療保険料の減免を受けることができます。減免を受けるためには申請が必要です。

	対象者	減免割合
熊本地震	同一世帯の世帯主が居住する住家が「り災証明書」で半壊以上と判定された方	全壊：全部 大規模半壊：2分の1 半壊：2分の1
	同一世帯の世帯主が死亡または重篤な傷病を負った方	全部
	同一世帯の世帯主が行方不明の方	全部
	同一世帯の世帯主が、事業の廃止または失業等により一定以上収入の減少が見込まれる方（前年の所得が1,000万円を超える方など、減免対象外の場合があります。）	前年の所得に応じた割合
	同一世帯の世帯主以外の方で、その行方が不明の方	全部
大雨災害	被保険者または同一世帯の世帯主が、住宅、家財またはその他の財産について損害程度が3割以上と判定された方（前年の所得が1,000万円を超える方など、減免対象外の場合があります。）	前年の所得に応じた割合

問 保険課 国民年金係 ☎22 - 1111（内424）

■熊本地震・その他関連情報

15 応急仮設住宅の入居者を募集しています

第3次募集となる新松原仮設団地（18戸）の入居申込を7月20日（水）まで行っています。入居者は申請者の中から、高齢の方など要配慮世帯を優先し抽選を行ったうえで決定します。今後の仮設住宅の増設は、申込状況等を考慮したうえで行います。応募者の要件や入居時期、入居条件など詳しくはお問い合わせください。

問 被災者支援室 住まい支援班 ☎22 - 1111（内227）

16 地震災害ごみの受け入れについて

地震災害で発生した災害ごみの無料受け入れを実施します。災害ごみ搬入の際は、環境交通課（市民体育館内）へ事前申請が必要です。申請は「り災証明書」もしくは「被害状況写真」が必要となります。（以前申請された方も再度申請が必要です。）なお、受入品目以外は受け入れできませんのでご確認ください。

【受入期間】7月18日（月）～24日（日）

【受入時間】午前9時から正午／午後1時から4時

【受入場所】熊本クリーンサービス

【受入品目】木くず、サッシ、瓦・ガラス・陶磁器、石こうボード、コンクリート（ブロック）、スレート、ブルーシート

※運搬車両がない方のために軽トラックの貸出しを行っています。詳しくは、環境交通課までお問い合わせください。
※解体業者が有料で解体した廃棄物は受け入れできません。

問 環境交通課 環境交通係 ☎22 - 1111（内518）

17 被災物件の解体・撤去を受付中です

地震により被災した建物の解体・撤去を行う場合は、「宇土市被災建物等解体・撤去支援事業」が利用できます。この事業は、被災した家屋等の所有者の申請に基づき、市が所有者に代わり解体・撤去を行うものです。申請には、次の3つの要件を満たす必要があります。受付場所は、被災者支援室です。

- ① 市が解体・撤去の事業主体となること
- ② 市から全壊、大規模半壊または半壊の「り災証明書」が発行されていること
- ③ 家屋の所有者等が市の解体・撤去に同意していること

【受付期間】8月31日（水）まで

【受付時間】午前9時～午後4時

注1) 既に解体・撤去した方

既に個人で費用を負担して、住家等の解体・撤去をされている場合でも事業の対象となる場合があります。次に掲げる書類を添えて、解体後速やかに申請してください。なお、市の基準により算定した額の範囲内で費用を補助します。

- ・り災証明書（半壊以上）
- ・状況を記録した写真（解体工事前・工事中・工事後）
- ・契約書・見積書・領収書（解体工事に係るもの）
- ・産業廃棄物管理表（マニフェスト）

注2) 自主解体する方

緊急性等により自主解体を予定されている方は、7月31日（日）までに事前協議が必要になります。この手続きをしないと助成事業の対象にはなりません。

注3) 非住家の解体

空き家、中小企業の事務所、店舗、倉庫などにおいて、半壊以上の被害を受け、市が生活環境保全上必要と認める場合は、事業の対象になる場合があります。なお、り災証明書は発行されませんので、被災建物等の被害程度の認定申請を行ってください。また、建物等の解体・撤去申請については住家を優先的に行っておりますので、その点、ご了承ください。

【受付期間】7月11日（月）～8月31日（水）

問 被災者支援室 家屋処理支援班 ☎22 - 1111（内線232）

18 義援金「人的被害（重傷者）」について

熊本地震により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある方で30日以上の治療を要する方は、「熊本地震に伴う重傷者」として、熊本地震義援金の対象となります。該当される方は、下記の書類を被災者支援室までご持参ください。

【必要書類】

- ① 熊本地震災害対策義援金申請書（請求書）
- ② 被害状況届出書
- ③ 医師の診断書（診断書に係る費用については自己負担）
- ④ 熊本地震災害対策義援金同意書
- ⑤ 預金通帳の写し（原則、負傷した本人名義）

※申請には「医師の診断書」が必要です。申請される際は、事前に被災者支援室へご相談ください。

※被災に直接起因しない負傷は対象となりません。

（例：避難所生活中にトイレで転んだ、被災後の後片付け作業中に骨折したなど）

問 被災者支援室 給付班 ☎22 - 1111（内226）

19 被災農業者向け経営体育成支援事業

熊本地震により被災した農産物の生産・加工に必要な施設・機械の再建・修繕・撤去を支援します。

【対象者】

熊本地震により農業用施設等が被害を受け、被災証明書を受けた方で、被害施設の復旧または撤去を行うことにより農業経営を継続しようとする農業者。

【補助率・支援内容】

補助率	支援内容
9/10以内	農産物の生産・加工に必要な施設（農機具格納庫、農業資材庫、畜舎、農業用ハウス、加工施設等）の再建・修繕や、農業用・加工用機械の取得・修繕に対する助成
10/10以内	営農再開を前提として実施する、農産物の生産に必要な施設の撤去費用に対する助成

【申込期限】

8月19日（金）※第2回要望調査

問 農林水産課 農業振興係 ☎22-1111（内線603・604）

20 中小企業向け支援制度（グループ補助金）

（中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業）

熊本地震により被災した中小企業等グループが、県の認定を受けた復興事業計画に基づき実施する施設復旧等の費用の一部を補助します。

【事業概要】

対象者	中小企業等グループに参加する構成員（資本金10億円未満の中堅企業等を含む）
補助率	3/4以内
対象経費	施設・設備の復旧に要する施設費、設備費、工事費 ※資材・工事費・設備の調達・移転設置費・取り壊し撤去費・整地・排土費を含む。
事業実施期間	交付決定日～平成29年3月31日 ※平成29年3月31日までに完了する事業が対象
申請締切	一次募集 7月22日（金）まで 二次募集 8月26日（金）まで

※申請方法など詳しくは、県のホームページをご覧ください。

問 宇土市商工会 ☎22-5555

21 持続化支援（持続化補助金）

熊本地震により影響を受けた小規模事業者が、商工会と一体となって経営計画を作成し、販路開拓に取り組まれる経費を補助します。

【事業概要】

対象者	熊本地震で影響を受けた小規模事業者
補助率	2/3（補助限度額：200万円）
対象事業	広告宣伝・店舗改装・展示会、商談会への出店・商品パッケージや包装紙、ラッピングの変更等
申請方法	平成28年7月22日（金）までに、宇土市商工会へ提出

問 宇土市商工会 ☎22-5555

22 生ごみ収集を再開します

熊本地震後中止していた生ごみの収集は、8月1日（月）から再開します。

問 環境交通課 環境交通係 ☎22-1111（内518）

23 網津支所仮設庁舎の業務開始について

網津支所仮設庁舎を、網津地区多目的研修会施設西側駐車場に設置しました。業務は7月15日（金）から行う予定です。

問 網津支所仮庁舎 ☎24-3211（※電話は7月15日以降）

24 庁舎解体について

現在、市庁舎は、倒壊の恐れがあるため、周囲一帯が危険区域となり立入禁止となっています。このような危険な状況を取り除くため、国土交通省の助言を受けながら庁舎内に残っている重要書類等を取り出す工法で解体することとしました。7月中旬に市庁舎敷地全体の仮囲みを行い、解体工事に着手します。損壊が大きい5階、4階は大型クレーンの先にマグネットをつけて書類キャビネット類を取り出します。その後、5階、4階を解体し安全性が確保された段階で1階～3階部分の書類等を取り出す予定です。工事期間は平成29年3月24日までです。

問 財政課 契約管財係 ☎22-1111（内217）

25 市役所仮設庁舎について

現在、市役所裏側に建設中の仮設庁舎は7月末に完成予定です。これに伴い、市民体育館内で行っている窓口業務等及び市民会館内の議会事務局は、8月8日（月）から仮設庁舎に移転します。なお、庁舎移転に伴い市民体育館内の業務は8月5日（金）午後5時15分をもって閉鎖します。また、移転作業のため8月6日（土）、7日（日）は、市役所は閉庁します。

- ◆ 市民体育館内業務終了日 8月5日（金）午後5時15分
- ◆ 市役所閉庁日（移転作業）8月6日（土）～7日（日）
- ◆ 仮設庁舎の業務開始 8月8日（月）午前8時30分

※8月8日（月）以降の各課配置一覧は次のとおりです。

市役所仮設庁舎	【2階】市長室、副市長室、正副議長室、議会事務局、総務課、財政課、工事検査課、被災者支援室、まちづくり推進課、環境交通課、監査事務局
※市役所仮設庁舎及び仮設防災棟は市役所裏駐車場	【1階】市民課、税務課、高齢者支援課、子育て支援課、福祉課、保険課、会計課、社会福祉協議会
仮設防災棟	危機管理課
宇土終末処理場（2階）	農林水産課、商工観光課、地籍調査課、農業委員会事務局、土木課、都市整備課
企画棟（市役所裏）	【2階】企画課、選挙管理委員会事務局 【1階】上下水道課（上下水道事業建設部）
教育委員会	【2階】教育長室、学校教育課、生涯学習課、スポーツ振興課、中央公民館 【1階】文化課

問 財政課 契約管財係 ☎22-1111（内217）